

千刑電発第44号  
令和5年2月2日

臨時報告第10号様式

矯正局長  
殿  
東京矯正管区長

千葉刑務所長

自殺既遂事故報告（刑事施設）

令和4年12月17日（土）午後2時51分頃、当所管下木更津拘置支所（以下「同支所」という。）法務事務官看守[ ]（以下「[ ]看守」という。）は、[ ]勤務中、[ ]を視察した際、同室に刑事被告人として収容されていた[ ]（以下「事故者」という。）が、[ ]上衣の両袖を結んで輪状にしたものを洗面台蛇口に掛け、同輪に首を入れて両足を[ ]に投げ出し座り込むような姿勢でい首しているところを発見し、同時刻、非常ベル通報した。

同通報を受けて法務事務官看守部長[ ]（以下「[ ]看守部長」という。）及び同看守[ ]（以下「[ ]看守」という。）が、同室前に駆け付け、同時5分5分に119番通報をした後、AEDを使用し、救命措置を講じた。

同日午後3時3分、同室前に臨場した救急隊に救命措置を引き継ぎ、同時27分、[ ]（以下「同病院」という。）に搬送されたものの、同日午後3時50分、同病院の医師により、事故者の死亡が確認された（死因：い首）。

なお、同日午後2時35分、[ ]看守が同階を巡回した際、同室内において、布団の上で掛布団を鼻の辺りまで掛けて仰がしている状況を確認している（最終生存確認）。

事故の状況	1 発 生 年 月 日	1 令和4年12月17日（土）
	2 発 見 時 刻	2 同日午後2時51分頃
	3 場 所	3 同支所 [ ]
	4 方 法	4 [ ]上衣の両袖を結んで輪状にしたものを洗面台蛇口に掛け、同輪に首を入れて両足を[ ]に投げ出し座り込むような姿勢でい首したものの。
	5 経 緯	5 (1) [ ]として入所し、[ ]に収容した。 なお、入所時において、[ ]



	<p>看守が、119番通報を行い、救急車の出動を要請した。</p> <p>(7) 同日午後3時3分頃、同通報を受けて到着した救急隊員が同居室に臨場し、[redacted]看守部長と交代して事故者に対する救命措置を開始した。</p> <p>(8) 同時11分頃、救急隊員が事故者を同居室から救急車に搬送し、同時20分頃、同病院に向け出発した。</p> <p>(9) 同時27分頃、同病院へ到着後、同病院 [redacted] [redacted]において救命措置が開始されたものの、同時48分、同処置が中止され、同時50分、同病院の医師により事故者の死亡が確認された（死因：い首）。</p> <p>(10) 同時56分、[redacted]看守部長は、千葉地方検察庁木更津支部統括検務官に事故者が自殺企図し、死亡した旨を通報した。</p> <p>(11) [redacted]</p> <p>(12) [redacted] 本件について説明した。</p> <p>(13) [redacted]</p> <p>(14) 同時33分、千葉地方裁判所木更津支部宛てに事故者が死亡した旨を通報するため、電話連絡を試みたものの、音声ガイダンスが流れるのみであったため、通報することができなかった。</p> <p>(15) [redacted]</p> <p>(16) 同時52分から [redacted] までの間、</p>
--	--

	<p>において、千葉地方検察庁検察官検事 (以下「検事」という。) による司法検視が実施された結果、検事から自殺であり、事件性は認められない旨の見解が示された。</p> <p>なお、司法検視に並行して、行政検視を実施した (処遇部長代行)。</p> <p>(17) 同日午後 8 時 11 分から同日午後 10 時 29 分までの間、同支所において、千葉地方検察庁検事及び同署職員に対して、本件事故の概要説明を実施した後、同検察官等による現場及び監視カメラ映像の確認が実施され、検事から他者の関与は認められず、自殺によるものとして司法解剖はしないとの告知があった。</p> <p>(18)</p> <p>(19)</p> <p>(20) 同日午前 10 時 52 分、上記 (14) のとおり、千葉地方裁判所木更津支部宛てに事故者が死亡した旨の通報ができなかったことから、千葉地方裁判所当直室宛てに電話連絡し、事故者が死亡した旨の連絡を木更津支部へ伝達するよう依頼したところ、同支部への伝達は 19 日 (月) になる旨の返答があった。</p> <p>(21)</p>
--	--

		(22)	
		(23)	
	6 使用器具	6	上衣
	7 逮捕制圧等の状況	7	該当事項なし
	8 事故による犯罪	8	該当事項なし
	9 その他	9	該当事項なし
事故者	1 事故者の種別	1	自殺した者
	2 身分	2	刑事被告人
	3 氏名	3	
	4 生年月日	4	
	5 事件名	5	
	6 刑名・刑期	6	該当なし
	7 入所日	7	
	8 刑の終了日	8	該当なし
	9 犯数	9	
	10 制限区分及び優遇区分	10	該当なし
	11 所内における行状	11	
	12 本籍	12	
	13 住所	13	
	14 要注意者等の指定の有無	14	
	15 その他	15	
職員の状況	1 配置及び勤務状況	1	事故発生時、勤務者は 名であり、おおむね 15 分に 1 回の頻度で巡回を行っていた。
	2 監督方法	2	
	3 職責処理の状況	3	該当事項なし
事	1 職員の非常招集	1	該当事項なし

<p>態 収 拾 の 措 置</p>	<p>2 非常配置箇所数、時間及び人員 3 管区機動警備隊出動の有無、出動した場合にはその活動状況 4 警察官署への依頼</p>	<p>2 該当事項なし 3 該当事項なし 4 該当事項なし</p>
<p>事 故 の 原 因 ・ 動 機</p>	<p>1 事故者の動機  2 施設側の欠陥</p>	<p>1 遺書等は発見されていないことから、 [Redacted] [Redacted] [Redacted]と思料される。 2 [Redacted] [Redacted] [Redacted]などの対策がなされなかったこと。</p>
<p>事 故 者 に 対 す る 措 置</p>	<p>1 懲 罰 2 事 件 送 致</p>	<p>1 該当事項なし 2 該当事項なし</p>
<p>改 善 事 項</p>	<p>1 改善した事項</p>	<p>1 (1) 同月27日(火)、同支所に收容されている刑事被告人に対して、心情把握を目的とした面接を実施した。 (2) 同月28日(水)、職員に対して「AED使用及び救急搬送要領」の研修を実施した。 (3) 令和5年1月4日付け支所長指示第1号「被收容者の動静視察及び心情把握のための対策について」を发出し、普段の動静に変化がなくても、心情不安定を窺わせる発言や筆記を認めた場合は、上司が当該被收容者と面接して心情把握に努めるとともに、発言・筆記や面談の内容を具体的に文書で夜勤者及</p>

	2 改善すべき事項	<p>び事務当直者に回覧して周知することとした。 該当事項なし</p>
その他参考事項	1 収容人員等	1 本件事故発生当日の収容人員は、20名であった。
	2 取材等について	2 令和4年12月18日午後1時30分、本件を公表したところ、報道関係者2社（東京新聞、千葉日報）からの取材があり、おおむね想定問答の範囲内で対応していたところ、新聞報道1件（同月19日付け千葉日報）があった。